

第 2 7 回参議院議員通常選挙のお知らせ

『さあ投票 選挙の主役はあなたです』

大阪府選挙管理委員会

は じ め に

選挙は、民主政治の基盤をなすものであり、住民が政治に対して意思を表明する最も重要な機会です。

この冊子は、病院や施設に入院・入所されている方々が一人でも多く投票していただけるように、選挙の日程や投票の方法といった情報を提供するために作成しました。

病院・施設の職員の皆様方には大変お手数をかけますが、入院・入所されている方々に対しまして、本冊子により選挙に関する情報をお伝えいただきますとともに、入院・入所されている方々が適切に選挙権を行使できるよう、格段の御配慮をお願いいたします。

令和7年6月

大阪府選挙管理委員会

1	選挙の種類と日程	1
2	参議院議員通常選挙において投票ができる人	1
3	投票の方法	2
(1)	一般的な投票の方法	2
①	投票所	2
②	投票の方法	2
③	その他投票所の設備等	2
(2)	点字による投票	3
(3)	代理投票	3
4	期日前投票及び不在者投票	4
(1)	期日前投票又は不在者投票のできる人	4
(2)	期日前投票又は不在者投票のできる期間	4
(3)	期日前投票又は市区町村の選挙管理委員会で行う不在者投票	4
①	選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う場合	4
②	選挙人名簿登録地と異なる市区町村の選挙管理委員会で行う場合	5
(4)	不在者投票指定施設における不在者投票	6
(5)	郵便等による不在者投票	6
①	郵便等による不在者投票のできる人	6
②	郵便等による不在者投票の手續	7
(6)	郵便等による不在者投票における代理記載制度	8
①	郵便等による不在者投票の代理記載制度の適用を受ける方	8
②	郵便等による不在者投票の代理記載制度による投票の手續	8
5	候補者等の情報を知るには	10
(1)	選挙公報	10
①	選挙公報	10
②	視覚に障がいのある方向け「点字版」・「音声版」・「拡大文字版」	10
(2)	候補者の氏名等及び点字の候補者名簿	11
(3)	政見放送及び経歴放送	11
①	政見放送	11
②	経歴放送	12
③	放送時間の決定	12

6 正しいルールで明るい選挙を……………	13
(1) 禁止される選挙運動（例）……………	13
(2) 自由に行える選挙運動（例）……………	13
(3) 選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部声明……………	15

《資料》

・ 大阪府内の選挙管理委員会一覧……………	17
-----------------------	----

《様式》

・ 不在者投票宣誓書・請求書……………	19
・ 郵便等投票証明書交付申請書（代理記載なし）……………	21
・ 郵便等投票証明書交付申請書（代理記載あり）……………	23
・ 公職選挙法第49条第3項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書…	25
・ 代理記載人となるべき者の届出書……………	27
・ 同意書及び宣誓書……………	29
・ 請求書「郵便等による不在者投票用紙等請求（代理記載なし）」……………	31
・ 請求書「郵便等による不在者投票用紙等請求（代理記載あり）」……………	33

1 選挙の種類と日程

- 選挙の種類 参議院（大阪府選出）議員選挙
参議院（比例代表選出）議員選挙
- 投票日 7月20日（日）
- 投票時間 午前7時から午後8時まで
- 公示日 7月3日（木）
- 期日前投票及び
不在者投票期間 7月4日（金）から7月19日（土）
午前8時30分から午後8時まで

※期日前投票所によって投票期間や投票時間が異なります。

参議院（大阪府選出）議員選挙 《選挙区選挙》	大阪府から4人の議員を選びます。
参議院（比例代表選出）議員選挙 《比例代表選挙》	全国から50人の議員を選びます。

※ 公示日とは

参議院議員通常選挙の期日の公示が行われる日で、これにより立候補届の受付が開始され、立候補届の受付後、立候補者は選挙運動を行うことができます。

選挙人は、この公示日の翌日（7月4日）から期日前投票又は不在者投票を行うことができます。

（詳しくは、4ページ「期日前投票又は不在者投票のできる期間」をご覧ください。）

2 参議院議員通常選挙において投票ができる人

選挙で投票するためには、「選挙人名簿」に登録されている必要があります。

「選挙人名簿」には、各市区町村の選挙管理委員会が住民基本台帳（住民票）の記録に基づいて登録した選挙権のある人が記載されています。

○ 投票ができる人

- ・ 選挙期日当日に満18歳以上（平成19年7月21日以前に生まれ）、公示日の3箇月以前（令和7年4月2日以前）から引き続きお住まいの市区町村の住民基本台帳に登録されている人。
- ・ 公示日の3箇月前以後（令和7年4月3日以後）にそれまでの住所から転出された人であっても、旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上であった人（ただし、旧市区町村に住所を有しなくなった日後4箇月を経過しない者）は、旧住所地で投票できる場合があります。

※ 詳しくは、住民票のある市区町村の選挙管理委員会におたずねください。

3 投票の方法

選挙においては、一人でも多くの有権者の方に投票していただくため、いろいろな投票方法が定められています。

(1) 一般的な投票の方法

選挙期日当日にお住まいの最寄りの投票所へ行って投票する方法です。

① 投票所

投票所の場所は、各市区町村の選挙管理委員会から住所地に送付される「投票所入場整理券」又は「選挙のお知らせ」に記載されています。

病院や施設に入院・入所中のため、投票所入場整理券などで投票所の場所が確認できない方は、住民票のある市区町村の選挙管理委員会におたずねください。

なお、選挙期日近くに同じ市区町村内で転居された方は、その転居の日付けによって投票する投票所が新住所地か旧住所地かが変わる場合がありますので、御不明な方は市区町村の選挙管理委員会におたずねください。

② 投票の方法

- ・ 投票所入場整理券（市町村によって名称は異なります。）の提示

投票所入場整理券を持参し、投票所で投票用紙を受け取ります。

ただし、投票所入場整理券をなくした（ない）場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

- ・ 投票用紙の交付

投票は、それぞれの選挙ごとに決められた投票用紙によって行います。

（選挙区選挙の投票用紙はうす黄色、比例代表選挙の投票用紙は白色です。）

- ・ 投票の順序

先に選挙区選挙の投票を行い、続いて比例代表選挙の投票を行います。

- ・ 投票用紙の書き方

〔選挙区選挙〕 1人の候補者氏名をはっきりと正確に書いてください。

〔比例代表選挙〕 1人の候補者氏名又は1つの政党等の名称若しくは略称をはっきりと正確に書いてください。

なお、候補者の氏名又は政党等の名称（略称）以外のことを書くと投票が無効になる場合がありますので、注意してください。

③ その他投票所の設備等

- ・ 投票所には、付添や介助の方、18歳未満のお子さまも一緒に入ることができます。
- ・ 駐車場の有無については、事前に該当の市区町村の選挙管理委員会へおたずねください。
- ・ 多くの投票所では、車椅子の方が投票しやすいよう、車椅子用の記載台やスロープを備え付けていますが、スロープがない場合でも係員が介助しますのでお気軽にお申し出ください。

- ・ 手話通訳者が必要な方は、事前に該当の市区町村の選挙管理委員会へおたずねください。

（２）点字による投票

視覚に障がいのある方は、点字で投票することができます。点字での投票を希望される方は、受付の際に投票管理者に点字で投票したいことをお申し出ください。

投票に当たっては、点字投票用の投票用紙が交付されますので、その用紙で投票してください。

点字器は、各投票所に用意しています。また、点字の候補者氏名等の名簿も備えつけてありますので、必要の方はお申し出ください。

選挙区選挙の投票の記載は当選させたい１人の候補者氏名を、比例代表選挙では投票したい１人の候補者氏名又は１つの政党等の名称若しくは略称を書いてください。

（３）代理投票

病気やけがなどで字が書けない方は、係員が補助者として投票を記載する代理投票の制度があります。

受付の際に、代理投票をしたいことを投票管理者に申し出ると、投票所の事務に従事する者のうちから、二人の補助者が指定されます。

そのうち一人が選挙人の指示する内容を書き、残りの一人が立ち会います。

この場合、選挙人の意思表示は、原則、口頭によって確認することになりますが、選挙人の意思に基づく限り、投票所に貼られている候補者等の氏名を指し示す方法や紙片・名刺等の提示によって意思表示を確認することも可能です。

なお、誰に投票したかという投票の秘密は厳守されます。

上記（１）～（３）以外に、選挙期日の当日に用事等があつて投票に行けない方のために、選挙期日前に投票を済ませておく期日前投票又は不在者投票の制度があります。

期日前投票及び不在者投票の内容については、次で詳しく説明します。

4 期日前投票及び不在者投票

選挙期日の当日に仕事やレジャー等の用務が見込まれる方のために、選挙期日前に投票を済ませておく制度です。

選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会で選挙期日前に行う投票は、原則として、期日前投票となりますが、選挙人名簿登録地と異なる市区町村の選挙管理委員会で行う投票や、都道府県選挙管理委員会から指定を受けた病院や老人ホーム、身体障がい者支援施設等に入院又は入所中の方がその病院や施設において行う投票は、不在者投票となります。

期日前投票、不在者投票のいずれも点字投票や代理投票ができます。

(1) 期日前投票又は不在者投票のできる人

選挙期日に次のような事由に該当すると見込まれる選挙人の方が行うことができます。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障がい等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

(2) 期日前投票又は不在者投票のできる期間

〔選挙区選挙〕
〔比例代表選挙〕

} 公示日翌日(7月4日)から選挙期日前日(7月19日)まで

- 市区町村の選挙管理委員会(市・区役所、町・村役場(以下「市役所等」という。))内で行う期日前投票又は不在者投票は、上記期間中の土曜日、日曜日を問わず、各日とも原則として午前8時30分から午後8時までの間に行うことができます。

なお、期日前投票又は不在者投票は、一部の市町村では市役所等の支所・出張所等複数の場所でも行われています。また、投票所により期間や時間が異なる場合がありますので、詳しくは市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

(3) 期日前投票又は市区町村の選挙管理委員会で行う不在者投票

※ 「不在者投票指定施設」における不在者投票については、6ページの(4)に記載していますので、そちらを御覧ください。

① 選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で期日前投票を行う場合

選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で期日前投票を行う場合は、(2)の期日前投票を行うことができる期間中に、直接、市役所等(市区町村によっては支所・出張所等を含む)に行き、手続をしてください。

投票所入場整理券が届いていれば持参してください。(ただし、なくても投票できます。)

印鑑は不要です。

なお、投票時点で18歳未満の人（選挙の期日には18歳に達している方）は、期日前投票を行うことができず、不在者投票を行うこととなります。

※ 市区町村の選挙管理委員会の期日前投票所及び不在者投票記載場所には介助を行う係員がいます。駐車場の有無などは、事前に市区町村の選挙管理委員会に確認をお願いします。

② 選挙人名簿登録地と異なる市区町村の選挙管理委員会では不在者投票を行う場合

選挙人名簿登録地の市区町村と異なる市区町村の選挙管理委員会では不在者投票を行う場合は、以下の手続をしてください。

（ア）交付請求

「不在者投票宣誓書・請求書」により、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して、投票用紙等の交付を請求してください。**請求は、郵便等によって行うこともできます。**

また、**請求は公示日前に行うこともできます。**

ただし、投票をすることができるのは、**公示日の翌日（7月4日）から選挙期日の前日（7月19日）**までの期間に限られますので注意してください。

※ 「不在者投票宣誓書・請求書」の用紙は、このお知らせ（冊子）の19ページに付いていますので、切り離し若しくは複写（コピー）のうえ使用してください。

※ 「不在者投票宣誓書・請求書」の記載について

- ・ 選挙人ごとに記載してください。
- ・ 「私は、令和 年 月 日執行の 選挙の当日、…」欄の「令和 年 月 日」に、当該選挙の期日を記載してください。
- ・ 選挙の種類は、同一期日であれば複数の選挙を記載することができます。

（記載例）

私は、令和7年7月20日執行の 参議院議員通常選挙 の当日、…

- ・ 「氏 名」欄…原則は本人の署名（自分で書くこと）としていますが、署名が困難な場合は本人の意思を確認のうえ記名（代筆や氏名のゴム印など）で結構です。
押印は不要です。
- ・ 「現住所」欄…住民基本台帳（住民票）に記録されている住所を記載してください。
- ・ 「送付先」欄…投票用紙等の送付先（住所地以外の市区町村で投票する場合は、送付先が「現住所」欄と同じ場所でも記載してください）を記載するとともに、（ ）書きで「（〇〇県 〇〇市（区・町・村）で投票）」と記載してください。

(イ) 投 票

(ア) の交付請求の手続により投票用紙等を交付請求しますと、投票用紙、投票用内封筒、投票用外封筒、不在者投票証明書が交付（郵便等で送付）されますので、これを4ページ(2)の期間中に現在する（滞在先）市区町村の選挙管理委員会（一部支所・出張所を含む）に持参して投票を行ってください。なお、不在者投票証明書の入っている封筒は、絶対に開封しないでください。

(4) 不在者投票指定施設における不在者投票

病院（介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）・老人ホーム・身体障がい者支援施設・保護施設（いずれも病床数又は入所定員が概ね30床(人)以上の施設）で、大阪府選挙管理委員会が不在者投票施設として指定した施設については、その施設内において不在者投票を行うことができます。

～不在者投票指定施設の職員の皆様へ～

不在者投票の手続にあたっては、入院・入所者と投票の日程など十分打合せのうえ、「不在者投票指定施設における不在者投票事務の手引」を参考に、行ってください。

手引きは、大阪府選挙管理委員会ホームページ（[大阪府 不在者投票](#) で検索）で御覧いただけます。

また、請求書及び内訳の作成を簡素化するため、このホームページに不在者投票管理経費請求書入力様式（入力シート）を設けておりますので、御活用ください。

(5) 郵便等による不在者投票

身体障がい者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次のような障がい又は要介護の状態にある選挙人の方は、期日前投票又は一般の不在者投票のほかに、現在する場所（自宅など）で投票をする「郵便等による不在者投票」の方法があります。

① 郵便等による不在者投票のできる人

(ア) 身体障がい者手帳をお持ちの方で、手帳に以下の事項が記載されている方

- ・ 両下肢、体幹の障がい又は移動機能の障がいの程度が、1級又は2級
- ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が、1級又は3級
- ・ 免疫、肝臓の障がいの程度が、1級から3級まで

(イ) 戦傷病者手帳をお持ちの方で、手帳に以下の事項が記載されている方

- ・ 両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症まで
- ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が、特別項症から第3項症

(ウ) 介護保険の被保険者証に、要介護状態区分が要介護5と記載されている方

(エ) 身体障がい者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が前記（ア）の程度に該当することを、大阪府内の各市町村長が証明した方

(オ) 戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が前記（イ）の程度に該当することを、大阪府知事が証明した方

なお、（エ）（オ）の証明の手続には相当の期間を要しますので、身体に障がいのある方につきましては、各市町村の障がい福祉担当課へ、戦傷病者につきましては、大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課へお早めに問い合わせいただき、証明願を提出してください。

② 郵便等による不在者投票の手続

○ 郵便等投票証明書の交付申請

郵便等による不在者投票を行うためには、「郵便等投票証明書」が必要です。

まだ郵便等投票証明書の交付を受けていない方や郵便等投票証明書の有効期限が経過している方は、「郵便等投票証明書交付申請書（代理記載なし）」（21ページ）に身体障がい者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証、又は大阪府知事（戦傷病者の場合）、市町村長（身体障がい者の場合）の証明書を添えて、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して交付申請を行い、交付を受けてください。

代理の方が申請することもできますが、申請書には申請書本人の署名が必要です。

なお、「郵便等投票証明書」は、市区町村の選挙管理委員会から郵便等で送られてきます。

○ 投票用紙等の交付請求

「郵便等による不在者投票用紙等請求書（代理記載なし）」（31ページ）にあらかじめ交付を受けた「郵便等投票証明書」を添えて、**選挙期日の4日前（7月16日）までに（必着）**、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して、郵送などにより投票用紙等の交付を請求してください。

なお、投票用紙等は、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会から郵便等で送られてきます。

○ 郵便等による不在者投票の方法

選挙区選挙の投票用紙には候補者1人の氏名を、比例代表選挙の投票用紙には1人の候補者氏名又は1つの政党等の名称若しくは略称を記載し、それぞれの投票用内封筒に入れて封をし、更にそれぞれの投票用外封筒に入れて封をします。

封をした外封筒の表面に投票の記載をした年月日及び場所（併せてその住所の番地まで）を記載し、氏名欄に必ず署名します。

○ 郵便等投票の送付

以上の記載が終わった不在者投票用外封筒を、更に他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記したうえで、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に送ります。送付を受けた当該委員長は、この不在者投票用外封筒を選挙期日当日の投票所を閉じる時刻までに投票所へ送らなければなりませんので、必ず郵便等でお早めにお送りください。

（６）郵便等による不在者投票における代理記載制度

前記（５）の郵便等による不在者投票をすることができる方で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の要件に該当する方は、あらかじめ選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載をさせることができます。

① 郵便等による不在者投票の代理記載制度の適用を受ける方

- （ア） 身体障がい者手帳をお持ちの方で、手帳に次のとおり記載されている方
 - ・ 上肢又は視覚の障がいの程度が１級
- （イ） 身体障がい者手帳をお持ちの方で、上記の障がいの程度がこれらの程度に該当することを、大阪府内の各市町村長が証明した方
- （ウ） 戦傷病者手帳をお持ちの方で、手帳に次のとおり記載されている方
 - ・ 上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第２項症まで
- （エ） 戦傷病者手帳をお持ちの方で、上記の障がいの程度がこれらの程度に該当することを、大阪府知事が証明した方

※ 身体障がい者手帳をもっていない方は、現に障がいを有していてもこの制度の適用を受けることはできません。

② 郵便等による不在者投票の代理記載制度による投票の手続

- 「郵便等投票証明書」に代理記載の方法による投票を行うことができる者である旨の記載を受けるための申請と、代理記載人となるべき者１名の届出の手続を行う必要があります。

- ・ 「郵便等投票証明書」の交付申請と代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続を併せて行う場合、まず、「郵便等投票証明書交付申請書（代理記載あり）」（２３ページ）の用紙を用いて、前記（５）の②の手続と同様に、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して交付申請を行ってください。

この場合、申請書に選挙人の署名は必要としません。

- ・ また、既に郵便等投票証明書の交付を受けている者が、代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続をする場合は、「法第49条第３項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書」（２５ページ）により、同じく選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に対し、申請の手続を行ってください。

申請手続後、「郵便等投票証明書（代理記載あり）」が、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会から郵便等で送られてきます。

- ・ 次に、代理記載人となるべき者の届出の手続ですが、代理記載の方法による投票を行うことができる者は、投票に関する記載をする者を一人定め、「郵便等投票証明書（代理記載あり）」に「代理記載人となるべき者の届出書」（２７ページ）及び代理記載人となるべき者の「同意書及び宣誓書」（２９ページ）を添えて、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出てください。

届出後、代理記載人となる者の氏名が記載された「郵便等投票証明書（代理記載あり）」が選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会から郵便等で送られてきます。
なお、これらの手続は一度に行うこともできます。

○ 投票用紙等の交付請求

「郵便等による不在者投票用紙等請求書（代理記載あり）」（33ページ）にあらかじめ交付を受けた「郵便等投票証明書（代理記載あり）」を添えて、**選挙期日の4日前（7月16日）までに（必着）**、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して、郵送などにより投票用紙等の交付を請求してください。

なお、投票用紙等は、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会から郵便等で送られてきます。

○ 郵便等による不在者投票の方法

投票の方法については、前記（5）のとおりですが、封をした不在者投票用外封筒の表面に投票の記載をした年月日及び場所（住所の番地まで）を記載し、氏名欄には、必ず選挙人の氏名を記載するとともに、代理記載人の氏名を**代理記載人本人が署名**してください。

○ 郵便等投票の送付

以上の記載が終わった不在者投票用外封筒を、更に他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記したうえで、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に送ります。送付を受けた当該委員長は、この不在者投票用外封筒を選挙期日当日の投票所を閉じる時刻までに投票所へ送らなければなりませんので、必ず郵便等でお早めにお送りください。

※ 次の用紙は、このお知らせ（冊子）の最後に付けていますので、切り離し又は複写（コピー）のうえ使用してください。

「不在者投票宣誓書・請求書」	19ページ
「郵便等投票証明書交付申請書（代理記載なし）」	21ページ
「郵便等投票証明書交付申請書（代理記載あり）」	23ページ
「法第49条第3項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書」	25ページ
「代理記載人となるべき者の届出書」	27ページ
「同意書及び宣誓書」	29ページ
「郵便等による不在者投票用紙等請求書（代理記載なし）」	31ページ
「郵便等による不在者投票用紙等請求書（代理記載あり）」	33ページ

5 候補者等の情報を知るには

候補者の氏名や政見（政策・主張等）などの情報を選挙人に伝えるため、以下のような手段が用意されています。

（１）選挙公報

① 選挙公報

選挙公報は、候補者の氏名や顔写真、政党等の名称、政見（政策・主張等）など、候補者等から提出された原稿によって選挙管理委員会が発行する印刷物で、選挙期日の２日前までに各世帯に配付されます。

また、不在者投票指定施設に対しても若干部数配付されます。

② 視覚に障がいのある方向け「点字版」・「音声版」・「拡大文字版」

大阪府選挙管理委員会では、希望する府内の視覚に障がいのある方々に、候補者等の選挙公報の内容等を点字、音声デイジー、音声テープ又は拡大文字にした「選挙のお知らせ」を無料配付しています。

		大阪府選出議員選挙	比例代表選出議員選挙
点字版		○	○
音声版	デイジー	○	○
	テープ	○	○
拡大文字版		—	○

※各媒体に応じ、発行物の名称や発行者が異なりますので、ご注意ください。

○ 申込み方法等

お申込みの際には「点字版」、「音声デイジー版」、「音声テープ版」、「拡大文字版」のいずれか一つを選んでください。

- ・ 以前に国政選挙や知事・府議会議員選挙において申し込まれた方は、今回、新たに申込みをする必要はありません。一度申し込まれると、基本的には、選挙の都度、大阪府選挙管理委員会から郵送します。

なお、送付先に変更があった場合は、大阪府選挙管理委員会まで御連絡ください。

複製機器の老朽化等により音声テープ版についても、近い将来廃止が見込まれますので、現在音声テープ版を申し込んでいる場合にも大阪府選挙管理委員会までご連絡ください。

- ・ 申込みは年間を通じて随時受け付けていますが、申込み日時により配付が間に合わない場合があります。今回の参議院議員通常選挙に関する申込みにつきましては、公示日までに行ってください。

〔申込み先〕大阪府選挙管理委員会 TEL 06（6944）9118

(2) 候補者の氏名等の掲示・点字の候補者名簿

投票所では、投票を記載する場所から見やすい場所に選挙区選挙の候補者の氏名及び所属党派別、比例代表選挙の名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名が掲示されています。

また、視覚に障がいのある方々のために、各投票所には点字の候補者等名簿が備えつけられています。

なお、期日前投票所及び市区町村の選挙管理委員会が管理する不在者投票記載場所についても、候補者の氏名や政党等の名称などが掲示されています。

(3) 政見放送及び経歴放送

① 政見放送

選挙区選挙については候補者1人当たり1回につき5分30秒以内で次の回数の政見放送を、比例代表選挙については名簿届出政党等1つ当たり1回につき17分以内で名簿登載者の数に応じて次の回数の政見放送を行うこととされています。

ア 大阪府選挙区選挙の実施放送局及び回数

放送の種類	放 送 局	放送回数
テ レ ビ	日 本 放 送 協 会 (NHK総合)	2 回
	テレビ大阪株式会社	2 回
	朝日放送テレビ株式会社	1 回
ラ ジ オ	日本放送協会 (NHK第1・666kHz)	2 回
	株式会社ラジオ大阪 (1314kHz)	1 回

イ 比例代表選挙の実施放送局及び回数

放送の種類	放 送 局	名簿登載者数による政見放送の回数			
		1～8人	9～16人	17～24人	25人以上
テ レ ビ	N H K 総 合	2 回	4 回	6 回	8 回
ラ ジ オ	NHK第1 (6 6 6 kHz)	1 回	2 回	3 回	4 回

② 経歴放送

選挙区選挙の候補者に関して、テレビでは、各放送局が行うそれぞれの候補者の政見放送の直前に候補者1人について1回30秒以内で行われます。なお、日本放送協会では候補者の政見放送の直前に行う経歴放送以外に別途1回放送されます。

ラジオでも、各放送局が行うそれぞれの候補者の政見放送の直前に経歴の紹介が行われます。

なお、日本放送協会では、ラジオによる政見放送の際に行う経歴の紹介の回数を含めて、概ね5回程度放送されます。

③ 放送時間の決定

各放送の時間帯は、公示日の夜に決定されます。放送時間については、新聞で御確認いただくか、大阪府選挙管理委員会までお問い合わせください。

6 正しいルールで明るい選挙を

選挙運動は、選挙の公正を確保するために、一定のルールが設けられています。
次の事項は、候補者のみならず全ての人に適用されますので御留意ください。

(1) 禁止される選挙運動（例）

○ 事前運動

選挙運動は、公示日（立候補の届出をした日）から選挙期日の前日までの間でしか行うことができず、立候補の届出前における選挙運動は事前運動として一切禁止されています。

○ 戸別訪問

選挙人の家や各病室、居住地などを一軒一軒訪ねて、投票を依頼したり、投票を得させないよう依頼することは、戸別訪問として禁止されています。

○ 飲食物の提供

選挙運動に関して、どんな名目であっても飲食物を提供することができません。

たとえば、いわゆる陣中見舞として選挙事務所にお酒を届けることも違反となります。

ただし、お茶受け程度の茶菓子の提供等一部例外があります。

(2) 自由に行える選挙運動（例）

○ 個々面接

路上や電車の中でたまたま出会った知人等に投票の依頼をすることを個々面接といい、これは自由に行うことができます。

○ ウェブサイト等を利用した選挙運動

インターネットのウェブサイト上に投票依頼の書き込みをするなど、ウェブサイトを利用した選挙運動ができます。ただし、電子メールを利用した選挙運動は、候補者・政党等以外の者は禁止されています。

○ 電話による投票依頼 など

(3) 選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部声明

選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部は、令和7年4月23日に次の声明を発表しています。

選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部 声 明

近く、第 27 回参議院議員通常選挙が執行されますが、国民の意思が正しく政治に反映され、民主主義が健全に発展するためには、不正や腐敗をなくし、明るくきれいな選挙が行われることが大切です。

しかしながら、最近の選挙においても、買収、供応、文書違反、公共物への掲示箇所違反等の選挙犯罪が跡を絶たない状況にあることは、本当に残念です。

私たちは、明るくきれいな選挙を実現するために全力を注ぎ、違法な行為に対しては厳正な措置を行う決意です。

政党、立候補予定者、その他関係者におかれましては、国民の期待に応え、法令の定めに従い、ルールを守って、きれいな選挙を進められるよう、自戒自粛を強く求めます。

一方、有権者の皆様には、選挙違反を厳しく批判し、主権者としての自覚を持ち、良識ある行動をとられるとともに、投票は主権者である私たちが政治に参加する最も重要な機会であることに鑑み、貴重な一票を必ず行使されるよう期待します。

令和 7 年 4 月 23 日

選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部

大阪府選挙管理委員会
大阪地方検察庁
大阪府警察本部
大阪市選挙管理委員会
堺市選挙管理委員会
大阪府都市選挙管理委員会連合会

大阪府内の選挙管理委員会一覧

○大阪市・大阪市各区選挙管理委員会

市(区)名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
大 阪 市	530-8201	大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-8511	06-6204-0900
北 区	530-8401	大阪市北区扇町2-1-27	06-6313-9626	06-6362-3821
都 島 区	534-8501	大阪市都島区中野町2-16-20	06-6882-9626	06-6352-4558
福 島 区	553-8501	大阪市福島区大開1-8-1	06-6464-9626	06-6462-0792
此 花 区	554-8501	大阪市此花区春日出北1-8-4	06-6466-9626	06-6462-0942
中 央 区	541-8518	大阪市中央区久太郎町1-2-27	06-6267-9626	06-6264-8283
西 区	550-8501	大阪市西区新町4-5-14	06-6532-9626	06-6538-7316
港 区	552-8510	大阪市港区市岡1-15-25	06-6576-9626	06-6572-9511
大 正 区	551-8501	大阪市大正区千島2-7-95	06-4394-9626	06-6553-1981
天 王 寺 区	543-8501	大阪市天王寺区真法院町20-33	06-6774-9626	06-6772-4904
浪 速 区	556-8501	大阪市浪速区敷津東1-4-20	06-6647-9626	06-6633-8270
西 淀 川 区	555-8501	大阪市西淀川区御幣島1-2-10	06-6478-9626	06-6477-0635
淀 川 区	532-8501	大阪市淀川区十三東2-3-3	06-6308-9626	06-6885-0534
東 淀 川 区	533-8501	大阪市東淀川区豊新2-1-4	06-4809-9626	06-6327-1920
東 成 区	537-8501	大阪市東成区大今里西2-8-4	06-6977-9626	06-6972-2732
生 野 区	544-8501	大阪市生野区勝山南3-1-19	06-6715-9626	06-6717-1160
旭 区	535-8501	大阪市旭区大宮1-1-17	06-6957-9626	06-6952-3247
城 東 区	536-8510	大阪市城東区中央3-5-45	06-6930-9626	050-3535-8684
鶴 見 区	538-8510	大阪市鶴見区横堤5-4-19	06-6915-9626	06-6913-6235
阿 倍 野 区	545-8501	大阪市阿倍野区文の里1-1-40	06-6622-9626	06-6621-1412
住 之 江 区	559-8601	大阪市住之江区御崎3-1-17	06-6682-9626	06-6686-2040
住 吉 区	558-8501	大阪市住吉区南住吉3-15-55	06-6694-9626	06-6692-5535
東 住 吉 区	546-8501	大阪市東住吉区東田辺1-13-4	06-4399-9626	06-6629-4533
平 野 区	547-8580	大阪市平野区背戸口3-8-19	06-4302-9626	06-6700-0190
西 成 区	557-8501	大阪市西成区岸里1-5-20	06-6659-9626	06-6659-2245

○堺市・堺市各区選挙管理委員会

市(区)名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
堺 市	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7875	072-228-7883
堺 区	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7263	072-228-7844
中 区	599-8236	堺市中区深井沢町2470-7	072-270-8181	072-270-8101
東 区	599-8112	堺市東区日置荘原寺町195-1	072-287-8200	072-287-8113
西 区	593-8324	堺市西区鳳東町6-600	072-275-1901	072-275-1915
南 区	590-0141	堺市南区桃山台1-1-1	072-290-1800	072-290-1814
北 区	591-8021	堺市北区新金岡町5-1-4	072-258-6706	072-258-6817
美 原 区	587-8585	堺市美原区黒山167-1	072-363-9311	072-362-7532

○市選挙管理委員会

市名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
岸和田市	596-8510	岸和田市岸城町7-1	072-423-9692	072-423-4622
豊中市	561-8501	豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2480	06-6854-0496
池田市	563-8666	池田市城南1-1-1	072-754-6150	072-752-6680
吹田市	564-8550	吹田市泉町1-3-40	06-6384-2478	06-6368-9909
泉大津市	595-8686	泉大津市東雲町9-12	0725-33-1131(代)	0725-23-1940
高槻市	569-8501	高槻市桃園町2-1	072-674-7676	072-674-7674
貝塚市	597-8585	貝塚市畠中1-17-1	072-433-7444	072-433-7446
守口市	570-8666	守口市京阪本通2-5-5	06-6992-1784	06-6998-3577
枚方市	573-8666	枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1532	072-844-3479
茨木市	567-8505	茨木市駅前3-8-13	072-620-1675	072-626-3322
八尾市	581-0003	八尾市本町1-1-1	072-924-3886	072-924-1031
泉佐野市	598-8550	泉佐野市市場東1-1-1	072-463-1212(代)	072-463-1100
富田林市	584-8511	富田林市常盤町1-1	0721-25-1000(代)	0721-24-3900
寝屋川市	572-8555	寝屋川市本町1-1	072-825-2435	072-822-7497
河内長野市	586-8501	河内長野市原町1-1-1	0721-53-1111(代)	0721-53-1613
松原市	580-8501	松原市阿保1-1-1	072-337-3243	072-332-0764
大東市	574-8555	大東市谷川1-1-1	072-870-0764	072-870-9264
和泉市	594-8501	和泉市府中町2-7-5	0725-99-8155	0725-41-1628
箕面市	562-0014	箕面市萱野5-8-1	072-727-9561	072-727-9579
柏原市	582-8555	柏原市安堂町1-55	072-973-2782	072-973-2586
羽曳野市	583-8585	羽曳野市萱田4-1-1	072-947-3815	072-958-2359
門真市	571-8585	門真市中町1-1	06-6902-6990	06-6905-3264
摂津市	566-8555	摂津市三島1-1-1	06-6383-1605	06-6319-4633
高石市	592-8585	高石市加茂4-1-1	072-275-6472	072-261-3124
藤井寺市	583-8583	藤井寺市岡1-1-1	072-939-1388	072-939-7727
東大阪市	577-8521	東大阪市荒本北1-1-1	06-4309-3287	06-4309-3835
泉南市	590-0592	泉南市樽井1-1-1	072-483-8111	072-483-8205
四條畷市	575-8501	四條畷市中野本町1-1	072-877-2121(代)	072-877-4096
交野市	576-8501	交野市私部1-1-1	072-892-0121(代)	072-891-5046
大阪狭山市	589-8501	大阪狭山市狭山1-2384-1	072-360-4419	072-366-6800
阪南市	599-0292	阪南市尾崎町35-1	072-489-4538	072-473-3504

○町村選挙管理委員会

町村名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
島本町	618-8570	三島郡島本町桜井2-1-1	075-962-8441	075-962-0370
豊能町	563-0292	豊能郡豊能町余野414-1	072-739-3413	072-739-1980
能勢町	563-0392	豊能郡能勢町宿野28	072-734-0479	072-734-2064
忠岡町	595-0805	泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1	0725-22-1122(代)	0725-22-0364
熊取町	590-0495	泉南郡熊取町野田1-1-1	072-452-1003	072-452-7103
田尻町	598-8588	泉南郡田尻町嘉祥寺375-1	072-466-5021	072-466-8725
岬町	599-0392	泉南郡岬町深日2000-1	072-492-2721	072-492-5814
太子町	583-8580	南河内郡太子町大字山田88	0721-98-5515	0721-98-2773
河南町	585-8585	南河内郡河南町大字白木1359-6	0721-93-2500(代)	0721-93-4691
千早赤阪村	585-8501	南河内郡千早赤阪村大字水分180	0721-72-0081(代)	0721-72-1880

不在者投票宣誓書・請求書

私は、令和 年 月 日執行の 選挙の当日、次のいずれかの事由に該当する見込みです。以下の記載が真実に相違ないことを宣誓し、あわせて不在者投票用紙等を請求します。

令和 年 月 日

ふりがな				明治 大正 昭和 平成	年	月	日
氏 名				生年月日			
現住所	(連絡先電話番号 — —)						
選挙人名簿に記載されている住所 (現住所と異なる場合のみ記載して下さい。)							
送 付 先 (上記、現住所以外の場所に滞在し、本市 区町村以外の選挙管理委員会で投票する 場合のみ記入して下さい。)	(〒 — —)						

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障がい等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

(これより下欄は、選挙管理委員会が記載します。)

投 票 区	名 簿 登 録 番 号	性 別	請 求 の 方 法	
	—	男・女	直接・郵便等	本人・代理
交付の有無	交付の方法	交付の月日	取扱者印	不在者投票証明書交付の有無
有 ・ 無	直接・郵便等	月 日		有 ・ 無
投 票 場 所	投票の月日又は投票用紙の 送付・送致を受けた月日	同 左 時 刻	立 会 人 氏 名	
	月 日	午前・後 時 分		
	月 日	午前・後 時 分		
備考				

※電子メールやFAXによる請求はできませんのでご注意ください。

郵便等投票証明書交付申請書

公職選挙法施行令第59条の3の規定によって郵便等投票証明書の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

令和 年 月 日

選挙人名簿に記載
されている住所

生 年 月 日

氏 名

選挙管理委員会委員長 様

- 備考 1 氏名欄の氏名は必ず自分で書いてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付してください。
- (1) 身体障がい者手帳（手帳の記載からは、郵便等による不在者投票を行うことができることとされている障がいの程度に該当するかどうか明らかなでない場合は、市町村長の証する書面）
 - (2) 戦傷病者手帳（手帳の記載からは、郵便等による不在者投票を行うことができることとされている障がいの程度に該当するかどうか明らかなでない場合は、知事の証する書面）
 - (3) 介護保険の被保険者証（要介護5と記載されているもの）

（これより下は、書かないでください。）

受付年月日	投票区名	選挙人名簿登録番号	性別
年 月 日		—	男・女
証明書発行年月日	有効期限	備考	
年 月 日	年 月 日まで		

郵便等投票証明書交付申請書

公職選挙法施行令第 59 条の 3 及び第 59 条の 3 の 2 の規定によって、
郵便等投票証明書の交付を受け、併せて当該郵便等投票証明書に公職選挙法第 49 条第 3 項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添え申請します。

令和 年 月 日

選挙人名簿に記載
されている住所

生 年 月 日

氏 名

選挙管理委員会委員長

様

- 備考 1 身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳（これらの手帳の記載からは、郵便等による不在者投票を行うことができることとされている障がいの程度に該当するかどうか明らかでない場合又は代理記載の方法による投票を行うことができることとされている障がいの程度に該当するかどうか明らかでない場合は、身体障がい者は市町村長の証する書面、戦傷病者は知事の証する書面）を添付してください。
- 2 介護保険の被保険者証に要介護 5 と記載されている方が代理記載の方法による投票を行うためには、介護保険の被保険者証に加えて、備考 1 に記載されている書類の添付が必要になります。

（これより下は、書かないでください。）

受付年月日	投票区名	選挙人名簿登録番号	性別
年 月 日		—	男・女
証明書発行年月日	有効期限	備考	
年 月 日	年 月 日まで		

公職選挙法第 49 条第 3 項に規定する選挙人
に該当する旨の記載に係る申請書

公職選挙法施行令第 59 条の 3 の 2 の規定によって郵便等投票証明書に
公職選挙法第 49 条第 3 項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けた
いので、必要書類を添え申請します。

令和 年 月 日

選挙人名簿に記載
されている住所

生 年 月 日

氏 名

選挙管理委員会委員長 様

備考 次の書類を添付してください。

- 1 郵便等投票証明書
- 2 身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳（これらの手帳の記載からは、代理記載の方法による投票を行うことができることとされている障がいの程度に該当するかどうか明らかな場合は、身体障がい者は市町村長の証する書面、戦傷病者は知事の証する書面）

(これより下は、書かないでください。)

受 付 年 月 日	投 票 区 名	選挙人名簿登録番号	性 別
年 月 日		—	男・女

代理記載人となるべき者の届出書

代理記載人となるべき者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

上記のとおり必要書類を添えて代理記載人となるべき者の届出をします。

令和 年 月 日

選挙人名簿に記載
されている住所

生 年 月 日

氏 名

選挙管理委員会委員長

様

備 考 次の書類を添付してください。

- 1 郵便等投票証明書
- 2 代理記載人となるべき者の代理記載人となることの同意書及び選挙権を有する者である旨の宣誓書

同意書及び宣誓書

私は、選挙人_____の代理記載人となることに同意します。

また、私は、選挙権を有する者であることを誓います。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

備考 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。

請 求 書

公職選挙法第 49 条第 2 項の規定により

選挙において、次の現在する
場所で郵便等による不在者投票を行いたいのので、同法施行令第 59 条
の 4 第 1 項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しま
す。

現在する場所

令和 年 月 日

氏 名

選挙管理委員会委員長 様

- 備考
- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
 - 2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、明確に記載してください。
 - 3 郵便等投票証明書必ず提示してください。
 - 4 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第 59 条の 4 第 3 項の申請をする場合は、適当な箇所に「引続居住」と記載してください。

請 求 書

公職選挙法第 49 条第 2 項の規定により、

選挙において、次の現在する場

所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第 59 条の

4 第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所

令和 年 月 日

氏 名

代理記載人となるべき者の氏名

選挙管理委員会委員長 様

- 備考
- 1 氏名欄の氏名は、選挙人の氏名を書いてください。
 - 2 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書いてください。
 - 3 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、明確に記載してください。
 - 4 郵便等投票証明書を必ず提示してください。
 - 5 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第59条の4第3項の申請をする場合は、適当な箇所に「引続居住」と記載してください。